

● 新春座談会 ●

21世紀初頭の国際課税を語る

—国際課税研究会2006－2016—



■写真右より 栗原、増井、青山 各氏

■参加者（敬称略）

早稲田大学大学院会計研究科教授 青山 慶二

東レ株式会社経理部税務担当部長（租研理事） 栗原 正明

東京大学大学院法学政治学研究科教授 増井 良啓

(事務局) 本日は、増井委員、青山委員、そして、栗原委員には年の瀬のご多忙の中、そして、お寒い中をご参集いただきましてありがとうございます。今回の座談会は来る平成29年の幕開けとなります新春座談会にふさわしいメンバーの皆様にお集まりをいただきまして、「21世紀初頭の国際課税を語る」というダイナミックなテーマを頂戴いたしまして、租研を代表する研究会としての国際課税研究会の発足以降の10年間を振り返っていただくという企画と相成ったことです。一応の目安としてのシナリオは既にお示ししておりますけれども、基本的には国際課税研究会のオリジナルメンバーであります3人の皆様からの自由な回顧をお願いしたいと考えているところです。

1. はじめに

(増井) 2006年のことでした。当時の徳井専務理事に研究会の企画を伺いました。いいことだと思って、当初から参加させていただいております。その後秦専務の下で研究会が発展し、2014年からはそれまでの全訳方式から要約方式に進化しました。今日はオリジナルメンバーのうち3名が集って、テーマごとに自由な議論をいたします。おのずから「21世紀初頭の国際課税を語る」ということになろうかと存じます。

それでは第1のテーマについて、栗原委員、



いかがでしょうか。

2. 回顧と展望

(1) 「BEPS」「租税競争」／論文「所得課税における利子費用の取扱いの多国間解決方法」¹

①選定者による振り返り-1

(栗原) 東レの栗原でございます。本日はよろしくお願いたします。テーマに入る前に一言。租研事務局から最初にお誘いを受けたときに、あまり考えもせずにお受けいたしまして、初会合であまりにハイレベルなご議論をお聞きしまして、えらいものに参加してしまったと思いました。自分の仕事とあまり関係しそうな高度な税知識やメンバーの方々の恐ろしいほどまでの探究心、そして、言葉の壁といったものがございました。研究会で今日は何の話だったかわからないまま帰ったこともございます。数年後、リバース・チャージやBEPSがわれわれの実務に関係してまいりました。研究会の先見性をあらためて感じております。

今回の論文ですが、紹介者の青山委員の文章が非常にわかりやすかったこともあります。問題提起のための簡略な事例が目につきました。簡単な事例に数字を付けて問題点を明らかにするとともに論文全体に活用しております。日本では2012年に過大支払利子税制が導入され、グループ会社向けの支払利子の損金算入が制限されています。一方、行動計画4では、対象は第三者向けを含む全ての利子です。第三者への支払いは移転価格税制、タックスヘイブン対策税制、過少資本税制などが対象としているグループ間取引とは異なり、支払いそのものに租税回避的な要素はありません。支払利息の計算の基となる金利は独立企業間価格です。行動計画4では問題点の原因を過度な節税を目的とした行為にしていますので、過度な節税をやっていない企業の立場から見ると、第三者向けの支払い

¹ 青山慶二訳「所得課税における利子費用の取扱いの多国間解決方法」租税研究第721号（2009年11月）172～185頁。



を含んだ利子費用の控除制限は奇異に感じます。

現在の姿を前提として評価してしまうため、どうしても被害者意識というか、不公平だと感じてしまいます。Graetz 教授は利子控除の制限制度がないと、税率の違いから、税引き後利益がいびつになり、高課税国から企業への利益移転、つまり、「節税」が起こるだけではなく、高課税国から低課税国へ税金移転が発生すると述べています。その原因は投資の場所と借り入れの場所、そして、税率の違いであると解説しています。つまり、グローバルな取引をしている以上、節税を意識していなくても、BEPS と同じ現象、節税と税金移転が起こっているということです。その一方で、金銭の代替可能性を認め、借り入れの目的を知ることは不可能な探索と言い切っています。その上で、借り入れとひも付いた投資から起こる問題点を数字を使って説明しています。矛盾を感じますが、現実の世界では問題となる取引を特定することは困難であるが、利子控除の制限により問題となる取引を起こしたくなる誘因を取り除くための環境整備が重要であるということかもしれません。

われわれの実務でも借り入れに直接結び付くような大型の投資はめったにありません。設備投資の予定を集計し、必要な資金をどのように調達するかで借り入れを決めます。海外子会社が投資をするときに資金調達の順番として、1. 自己資金、2. 現地で借り入れ、グループファイナンスもしくは銀行借り入れを検討します。3. 現地借り入れに親会社保証、4. 親会社からの出資を検討します。最後の親会社からの出資

で、その資金源が銀行借り入れになる場合は対象になるかもしれませんが、全体の中で占める割合は小さいと思っています。過大支払利子税制はグループ会社からの借り入れを問題としています。今回の利子控除制限は銀行から借り入れることが問題なのではなく、日本のような高税率国で借り入れて、新興国のような低税率国に投資をすることが問題なのです。そして、その取引はどの程度あるのかわからないということです。

そもそも日本で利子控除制限をしていないために失った税金はあるのか。その環境整備のために BEPS と関係のない取引を阻害することにならないのか。利子控除制限を入れて改善する税収を把握できるのかが気になります。意図的に回避していなくても、そのような環境下において取引を行うのが既に BEPS になってしまうのだから、あまり考えなくてもよいというご指摘なのかもしれません。Graetz 教授は借入資本と自己資本の間の税法上の取り扱いの差が問題の原因の1つであるとしています。利子控除制限に議論が集中し、資本に対する利子費用の認識についてあまり議論がないのが寂しいところです。Graetz 教授は最後に解決策として全世界配賦方式を提言しています。全世界ベース資産に従った比例的な利子費用の配分が効率的な借り入れにつながると主張しています。それがゴールなのかもしれませんが、私どものビジネスモデルも少し考慮に入れていただければと思います。

日本で開発した技術を海外に展開していくビジネスモデルの場合、どうしても資金調達力の大きい日本の親会社が資金調達を行い、海外に出資又は貸し付けで資金を投下します。たまたま不幸にも日本の税率が高いために、意図しない BEPS 現象が起こっているとしたら残念です。OECD の意見に基づくと、EBITDA の30%が利子控除上限となります。30%の妥当性についてはまだ納得できていないのですが、制限の基礎となる利益は年度により変化しますので、

損金算入限度超過額は長期間繰り越せるようにすべきと考えます。支払利息が一定であっても、他の要因で利益が悪化した場合、控除可能な利子額が減少してしまいます。過大支払利子税制がある上に、日本の税収が失われているのかどうか確認できないのであれば、急いで国内法に入れる必要はないと思います。入れる場合であっても、企業との意見交換に十分な時間、例えば2年程度の時間が必要であると思っています。

日本の税制改正は夏から秋にかけて盛り上がり、12月で決定という短期間勝負となっていますが、企業サイドとしては納得する前に制度が固まってしまい、押し付けられた意識を持ってしまう恐れがあります。今年はCFC税制ですが、CFC一色となっています。来年の夏を待たなくても利子控除の議論は開始できるはずですが、損金算入制限の議論なので、なかなか企業サイドからこうしてくださいとは言にくいと思いますが、どう制限すべきかではなく、なぜこの議論が必要なのか。そのあたりから議論を始めるべきと考えています。

②選定者による振り返り-2

(青山) 栗原委員からは、Graetz論文をベースとして、BEPS行動4の利子控除制限提案が日本企業に及ぼす影響まで含めて非常にまとまったご紹介をいただきました。本論文は、国外源泉所得に対応する費用として親会社所在地国で支払う利子の控除制限の問題と子会社所在地国で利益剥ぎ取り防止の観点から支払う利子の控除制限の問題について、従来別々に対処する方法がいかにか経済活動による全世界的厚生達成を阻害しているかを指摘し、これらを統一的に解決する処方箋としてグローバルな資産保有割合に基づく利子費用配賦を求める提案でした。最初におっしゃった非常にわかりやすい論文だったというのは、Graetz教授がその問題意識や解決案を具体的な事例を取り上げられて説明していただいたので、その理論的背景がわかりやすかった点だと思います。この中で私自



身も感銘を受けたのは、2つの局面での利子控除の個別的制限が、企業活動のファイナンスに対する法人税の中立性をさらにかく乱しているため、この解消には資産ベースでの利子費用の配分が必要との指摘でした。今回のBEPSプロジェクトの理念である経済活動の行われた場所で税を支払うアイデアの原点を見る思いです。そのような学術論文としての格調の高さを私自身は翻訳していて強く感じました。

そういう意味ではわが国が今までやってきた過大支払利子税制等はBEPSの観点、アメリカも同じようにアーニング・ストリップング・ルールというのが源泉地国としての観点で行われてきたわけですが、居住地国の立場から見た考え方というのは、今回のBEPSの中でもいわゆるキャッシュボックス法人を作って、そのキャッシュボックス法人の金融費用を居住者である本社が負担するといった事例への対処が強調されましたので、本論文の処方箋は今回の行動4の利子控除制限にも生かされる余地が大きいと思いましたが、残念ながら、BEPS勧告はGraetz先生の提示されている全世界配賦方式の考え方というものに必ずしも沿った形になっていないわけであります。

これはやはり政策を立案するときに、特にBEPSの被害が強く意識される源泉地国の立場から見た利子控除制限の既存の枠組みをできるだけ使ってやらざるを得ないということだと思います。そういう意味で行動4の中には固定率方式という形で別の結論が取り入れられました。ただ、ここでオプションとしてグループ比率方



式というのが入ったというのが、そのものずばりではありませんけれども、Graetz 教授の考え方が、これはセーフハーバーとして入っているわけですが、これはセーフハーバーとして入っているわけですが、反映されたものと評価できるのではないかと思います。

この論文の中で特にお金のファンジビリティについての指摘を踏まえた利子控除の取り扱いの困難性というのは縷々説明されていますけれども、理論的にはこの Graetz 教授のおっしゃるような全世界配賦方式が最も望ましいと思われると思います。今回の BEPS の 4 の議論は途中経過という意味で位置付けられると思いますけれども、固定比率方式には EBITDA の 10~30% の間で閾値に幅があり、これが低い場合には企業への影響が大きくなりグループ比率方式の必要性が高まると思われるので、まだ今後の立法過程に課題を残すものではないかと思います。

そういった意味でこの論文をわれわれはまだ将来に向けても活用できるのではないのかなと思います。

③振り返りと今後の展望

(増井) BEPS 行動計画 4 の報告書にも、Graetz 論文の事例が取り入れられています。そういう意味でも議論の出発点になった論文だと思います。この研究会でも紹介が続きました^{2,3}。

栗原委員からお話のあった第三者支払いの点です。節税をしようという意識がなくても BEPS が起こってしまうというのは、企業サイドからしたらこういうものが規制の対象になるのは困るということでしょうか。

(栗原) 現状が正しいという前提で見ると、

² 増井良啓「Chloe Burnett, Intra-Group Debt at the Crossroads: Stand-Alone versus Worldwide Approach, World Tax Journal Vol. 6, Issue 1, 40-76 (April 2014)」租税研究第778号 (2014年8月) 331~334頁。

³ 増井良啓「BEPS 行動 4 の 2015 年報告書を読む」租税研究第794号 (2015年12月) 171~178頁。

グループ外に現金が流出しているわけですから、ある意味それは損として認知していただくのが入り口ということではないかと思っています。租税回避的な意図が感じられれば、損金不算入は理解できますが、租税回避を意図していない銀行借入れについて、結果のみを持って損金不算入というのは、まだちょっと奇異に感じてしまいます。

(増井) Graetz 論文の考え方と少しずれを感じます。どういうところからずれが生じてくるのでしょうか。

(栗原) 親会社は資金調達力があるので、親会社が銀行からお金を借ります。それがひも付きで新興国への投資につながっていると Graetz 論文は説明しています。事務手続きとしては資金をどこから調達してくるかは最後の方で考えるので、租税回避を目的としていなければ、銀行からお金を借りて、新興国に投資しようという流れの中で内外格差と税率差を有効活用して借入れようという会社は多分少ないのではないかと思います。

利子控除制限が入っていない今が当たり前とと思っていますので、控除を制限されてしまうのは不公平な気がしてしまいます。制限されることが正しいと理解できれば、不公平な気分はなくなるでしょう。

(青山) そうすると、今までのそういう扱いと理論的な全世界の資産に応じて配分するという考え方との接点がうまいことつながっていないので、もしこれを制度化するのだと、緩和策あるいは経過措置みたいなものが必要というふうなお考えになるのですか。

(栗原) グループ比率が緩和策なのかもしれませんね。固定比率を日本の過大支払利子税制が50%を取っているながら、行動計画4では10%から30%という数字です。

(青山) グループ比率の適用には、各関連会社がグループ比率のデータを共有しなければならず、その実務経験が乏しいため適用のイメージがしにくいという問題はあろうと思います。栗原委員のご懸念は、むしろ低い固定比率が及ぼす企業活動へのバイアスにあると感じました。

(栗原) はい。ただ、利益の30%というと、現在の超低金利時代では制限される利子は少ないのではないかと思います。

(増井) 借入金を企業グループ全体の資金調達ととらえると、私も青山委員と同じように Graetz 論文の考え方がすっきりしているように思います。ただ、栗原委員がおっしゃるとおり、法人所得税にいろいろなバイアスがある中で利子費用控除をピンポイントで見ているところから奇異だという違和感が出てくるのではないかと。最たるバイアスとして税率が各国でばらばらです。BEPS プロジェクトでもそこには手を付けることができず、形式的に移転した利益をつかまえるということです。根本のバイアスには手を付けられないまま何とかしようということなので、やや苦しいところがあるのかもしれない。

関連して、自己資本に対する費用控除についてあまり議論がないのが寂しいというご指摘について。デットとエクイティの間のバイアスを小さくしていくとすると、自己資本についてもリスクフリーの利子率相当分について控除を認め、負債利子控除について制限するといった方向が考えられるわけです。後に青山委員から CCCTB についてご紹介があるときにも触れられるかもしれませんが、EU が今年10月25日に出した法人税改革のパッケージでは CCCTB が再提案されていて、そこでは自己資本についてはリスクフリーの利子率部分の控除を与え、かつ、利子控除については EBITDA を基準にして制限をするという線が提示されて

います。要するに、この問題は法人税の持っているバイアスにどういふふうに対処するのがいいかという大きな問題の1つとして考えなければいけないような気がいたします。

(青山) そのとおりだと思います。デットとエクイティの間の取り扱いについて、今おっしゃったようにEUの中でもベルギーのように認めていた国があったわけですし、今回のEUでの取り扱いというのはそのような加盟国間での自己資本と借入に関する費用の課税ベース統一を図る処方箋をCCCTBの下で出してきたということだと思います。おっしゃったとおり、このGraetz論文を検討するに当たっては、そういう自己資本の扱いについてもっと掘り下げべきだという栗原委員のご提言というのはもったもな事だと思えます。

(増井) 1つお伺いしてもよろしいでしょうか。30%比率についてBEPS行動計画4でも述べられている点についてです。これはどちらかということドイツの仕組みが先にあって、BEPSプロジェクトの中で議論をリードしたようなイメージを持ってありますが、外れているでしょうか。

(青山) BEPSプロジェクトの議論の過程については参加者からの情報には接していないのですが、なぜ30%が出てきたのかということ、ドイツしか思い浮かばないのです。今回のBEPSの中ではこれだけではなくて、パテント・ボックスについてもドイツの働きがよく見えますし、本件もご指摘の通りではないかと私も想像しています。

(増井) 行動計画4の成果物の中ではデータ

の根拠としてPwCの調査が挙げられており、数字の実証的裏付けが一応あります。実証研究には必ず誤差があり得るので、さらにいろいろな検討が必要かもしれません。

日本の現行法は50%基準ですが、エスケープハッチとしてのグループ比率はありません。30%に引き下げてエスケープハッチを新設するのと、現在の50%基準だけでいくのとは、今の方が簡素です。どこまで企業の納税額が増えるかは、場合によるでしょう。このあたり、過大支払利子税制が複雑化してしまうとコンプライアンスコストが大変なことになります。課税ベースをできるだけ中立的な形に持っていく方が筋がいいのではないのでしょうか。

(青山) BEPS行動4の勧告よりもGraetz論文の提起したより根本問題に根差した処方箋ですね。

(増井) 法人税が持っているもとのバイアスをできるだけ減らす。そうしないとルールがあまりにも複雑になってしまう。

もう1つ、この論題は移転価格とも関係します。一高委員が子会社で控除可能な負債関連費用の算定費用について論文を紹介されています⁴。アームズ・レングスで利率を算定するという、簡単にできそうに見えるけれども、実はこれが非常な難問です。その後オーストラリアではChevron事件という大きな事件が起きて、アームズ・レングスな利率が争われています⁵。

それでは次のテーマについて、栗原委員からよろしくお願いいたします。

⁴ 一高龍司「子会社に係る課税上控除可能な負債関連費用の算定方法について」租税研究第744号（2011年10月）229～252頁。

⁵ Richard J. Vann and Graeme S. Cooper, Transfer Pricing Money – The Chevron Case, Sydney Law School Research Paper No. 16/72 (2016).

(2) 「租税競争」「BEPS」／論文「Graetz 教授らによる技術革新と国際課税に関する論文を読む」⁶

①選定者による振り返り-1

(栗原) 当論文は増井委員が2013年に紹介された Graetz 教授らによる技術革新と国際課税に関する論文です。この論文は研究開発を含む知的財産に関する支援税制の制度としての効果を検証するとともに、当税制が隣人窮乏化的側面を持つため、国際課税においてどのような影響を及ぼすのかも明らかにしました。また、増井委員がストレートにポイントをわかりやすく解説され、非常に面白く読ませていただきました。

研究開発税制は技術が生む収益を期待して、その研究費及び開発費を支援しています。日本の研究開発促進税制により、われわれ製造業はかなりの支援を頂戴しております。税制に疎い技術者までもがこの税制の重要性を認識しており、欠かせない税制となっております。IPを創出する拠点を国内に引きとどめようとするインセンティブ効果とIPを保有する拠点が国外に逃げていかにように制限する制度としての性格を区別して議論しているところがわかりやすいです。

私も研究開発税制のインセンティブ効果はどの程度あるのか、ずっと気になっておりました。会社ごとに研究開発費の発生の状況は異なります。研究の進捗状況も違うでしょうし、業績が悪く、その一環で研究開発費を削減するときもあるでしょう。減税の割に効果が小さいというご意見、そもそも研究開発費の金額規模は税制より他の観点から決定されているから、税制の影響は小さい。製造業の減税にとどまっているのではないかという厳しいご意見もあります。そのような意見に対し有効な反論ができていま

せん。

研究開発税制が費用増加のインセンティブになっていることは明らかですが、費用効果的であるという証明はできていません。だからといって、短期的な成果を求めて制度を改造したり、縮減したり、廃止したりしてよいとも思いません。そのような不安というか、疑問を持ちながら、この Graetz 論文を読むと、増井委員の要約ではありますが、経済成長に技術革新は必要、その技術革新に研究開発は不可欠、研究開発は政府の支援がなければ過少供給に陥る。これにはコンセンサスがあると書いてあり、非常に安心をいたしました。しかし、読み進めていくと、費用効果的であるかどうかは未確定とありました。各国のIP税制によって所得の奪い合いが発生し、測定が困難になっているのかもしれない。Graetz 教授は具体的に数字を示されており、効果はあるものの、費用効果的であるとは言い切れないというのが現時点では正解なのかもしれません。論文後半で製造インセンティブのところではありますが、健全な経済学によるべきとコメントされていますので、直近のデータによる再検証が望まれます。

われわれが利用している日本の研究開発促進税制は、総額型部分で研究開発の土台を支え、増加型部分で支出増加のインセンティブを与えます。その延長線で単純に考えると、パテント・ボックス税制や製造インセンティブ税制もインセンティブ効果を持ち、製造インセンティブ税制はともかくとして、パテント・ボックス税制をなぜ入れないのだろうと疑問に思います。論文ではパテント・ボックス税制を他国から利益を奪う悪い制度と単純に切り捨てることなく、その効果を検証しています。残念ながら、検証すべき事例も少ないため、論文の書かれた4年前では他国からIPを奪うことは確認できてい

⁶ 増井良啓「Graetz 教授らによる技術革新と国際課税に関する論文を読む」租税研究第762号（2013年4月）272～287頁。

新たな IP の創出に貢献しないかもしれないと
しています。狙いが新規の R&D の創出である
ならちょっと遠いのかもかもしれません。

マイナス面が目につき、プラスの効果が十分
に検討されていないのではないかと考えていま
す。技術を開発し、その技術に基づき生産し、
販売する。販売したときに利益が実現するわけ
ですが、他国のパテント・ボックス税制により
IP を奪われ、研究開発税制で技術の開発を支
援したにも拘わらず、利益と税収を失う。それ
が面白くないのは非常によくわかります。
BEPS の議論でもパテント・ボックス税制は有
害税制に区分され、百害あって一利なしとまで
は言いませんが、そのような感じがちょっとあ
るのではないのでしょうか。

他国のパテント・ボックス税制をつぶすわけ
にもいかないので、移転価格税制や CFC 税制
の強化が訴えられていますが、正常な取引を制
限しないようにすると、税制が複雑になってしま
います。「多国籍企業がプレーする租税最小
化ゲーム」と論文にあります。弊社のような日本
企業は乗り遅れています。これは企業の宿命だ
と思います。併せて、小さな国が生き残りを懸
けて他国から税収を奪うために租税政策を
活用するのもやはり宿命だと思います。その前
提で考えると、課税強化はいわゆる北風政策で
あり、ますます企業や小国を守りの体制に追い
込んでしまうように思います。

現在の BEPS では IP により利益が発生する
場所が技術開発と何の関係もない場所である
ことが問題になっています。これは現在の BEPS
行動計画でかなり修正されると期待しています。
次のステップで日本で技術開発し、日本で登録
してある技術に基づき日本で生産した製品の販
売利益についてのみパテント・ボックス税制を
適用したらどうでしょうか。IP を日本に残し
ておくと思えるような税制があれば、
他国に IP 所得を奪われるリスクは小さくなる
と思います。大盤振る舞いである必要はないと
思います。期待する収益に見合った減税でよい

と考えています。Graetz 教授も積極的ではな
いにせよ、自国の技術にのみ恩典を与える制度
を推奨されています。隣人窮乏化策に陥らない
有益であるパテント・ボックスを作れば、イン
センティブ効果は増すのではないのでしょうか。

今回の Graetz 論文はアメリカの税制の観点
から各国の制度を評価し、アメリカに最も良い
制度とは何かを検討しています。技術開発力の
最も高いアメリカで技術開発は行われる。これ
が前提となっています。巨大な市場もある。そ
の技術が生む所得だけを他国に持って行かれな
いようにしなければならない。それ自体は正しい
と思います。論文の最後の方に IP が生む所得
に課税しようと努力することのないまま、価値
ある IP を開発するインセンティブを提供する
のは誤っている。この一文も正しいと思いま
すが、課税の仕方がかなりドラスチックな提案
となっており、ちょっと理解が及びませんでした。
日本向けに現行税制の範囲の中で改善できる
方法をどなたかに教えていただきたいと思いま
す。あと、もう 1 つ、研究開発は腰を据えて
行うものです。安定が重要です。土台が揺
るがない制度であってほしいものです。

②選定者による振り返り-2

(青山) 実務を踏まえた的確なコメントをさ
れたと思います。なお、増井委員が翻訳された
この論文自体が非常に切れのいい論文で、私自
身もこの結論には基本的に賛同いたしました。
この中では 3 つに分けて、R&D に対する直接
の租税インセンティブとパテント・ボックス、
それから、高度な製造に対するインセンティブ
ということで 1 つ 1 つ実証的にチェックしてい
ったということで、残念ながらパテント・ボッ
クスについては否定的な評価を得ているわけ
です。私自身は今回の BEPS の中でパテント・
ボックスの修正が施された後であれば、栗原委
員がおっしゃるような適正なパテント・ボッ
クスというものが生き残っていく余地というも
のは十分あると思いますし、それがまさに今回の

BEPSの合意です。

この中でGraetz教授の議論を見ていまして1つ感じますのは、先ほどの利子控除はお金の使い道による所得の課税権についての源泉地と居住地間の課税権の配分に関するものでした。今回は同じようにモバイルなものとしてお金と匹敵するような無形資産についての課税の配分方法です。そういう意味ではこの2つの論文の間には底流のところにつながっている考えがあると私自身は認識します。そういう意味で今回の問題は、パテント・ボックスについてのかなり割り切った経済学的な否定的な評価を別にする、あとのところは、私自身は理論的にはきれいに整理されていて、先ほど申し上げたようなお金の配分についての先ほどの配分基準とも整合性が取れているのではないのかなと感じます。

③振り返りと今後の展望

(増井) ありがとうございます。まず、Graetz論文は最後のところで、売上高基準を提示しています。どうしてすぐそこに行くのだろうかということについては研究会のときにもご指摘がありましたし、やや論証が不足していると思います。

それから、青山委員が、先ほどの利子費用控除の論文とこのIPレジームに関する論文に底流でつながるものがあるとおっしゃいました。そのとおりだと思います。いずれも地理的にどこにあるかということが切り分けにくい資産を扱っていますね。利子控除の場合には金融資産であり、IPレジームの場合には無形資産です⁷。共通しているのは、高課税国で費用を計上し、低課税国で収益を計上する。税率が各国でばらばらで課税している国際社会の下で、どうしてもそういうことになりがちです。そういう問題

が21世紀を迎えるころに大問題として認識されてきた。まさにそういうことを表している論文だと思います。

(青山) 先ほどのコメントに少し付け加えさせていただきます。先ほどの利子控除と研究開発についての論文がアメリカのGraetz教授によって提起されたというのは、アメリカの海外直接投資における主導的立場を反映して、これらの 이슈がアメリカの国際課税の政策決定において非常に中心的な位置を占めているのだと思います。

これの前座になる論文は私が本研究会で一番最初に翻訳させていただいたAltshuler&Grubertの論文で⁸、1997年のチェック・ザ・ボックスの前後でアメリカの直接投資の対応がこんなに変わったと。そして、その変化というのはタックスハイブン同士のコンペティションではなくて、むしろ居住地国の税制のコンペティションであったり、或いは高課税の源泉地国の緩和した税の取り扱い、こういったものが相互作用で起こっているとそこでは分析されて、それを実証的にいろいろなデータを用いて、97年を挟む5年間で例えば関連法人間の取引が先ほど申し上げた利子、配当、金融取引の取引、それから、ロイヤルティーがこんなに、しかも高税率国関連会社から低税率国関連会社への支払いが増えたというデータを示していたわけです。

それがまさにアメリカの議会での共通認識になって、それに対する対処の中心をなすのが利子控除と研究開発の2点ではないのかなと自分の中で勝手に結び付けて理解しています。そういう意味で見ると、結局、これらの議論というのは今回のBEPSに、移転価格を別にする、それ以外の骨格をなす材料を提供したというこ

⁷ 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法（第3版）』（東京大学出版会2015年）213頁。

⁸ 青山慶二訳「税率切下げ競争の中にある政府と多国籍企業」租税研究第685号（2006年11月）156～177頁。

とですので、BEPSの前段階の議論として非常に貴重なところをGraetz教授が扱ったのではないかなとは思っております。

(栗原) 私は研究開発税制をもっと支援してよというのが入り口だと思い、この論文を読んだのですが、この論文はそこにとどまらずパテント・ボックス税制がBEPS的な行動を引き起こしている。それをどういうふうにしたら防げるかという提案をしています。研究開発も、青山委員がおっしゃったように利子と同じく、もう一回考え直すきっかけになるいい論文だなと感じました。

(増井) 4点申し上げます。第1に、栗原委員のご指摘で、企業が腰を据えて研究開発できるような安定が必要だという点について。来年からトランプ政権になります。トランプ政権の租税政策について今言えるのは、不安定だということです。もし公約の線で行けば、アメリカの法人税率为15%に下げるということですし、下院共和党の議論でこれまで出ているものでも20%まで下げるということです。そうすると、これまで世界で法人税率が一番高いという前提で議論してきた国が一気にアイルランド並みになります。IPレジームに関する安定性以前に、法人税制の根本が不安定である。法人税率の切り下げ圧力の中でこれまでの議論の前提が変わるのではないかと。

第2に、Graetz論文について私が感心したのは実証研究を丁寧にサーベイしていることです。エコノミストが制度の経済効果を検証する論文がたくさん出ていてサーベイができる。アメリカの強みと思えました。栗原委員が冒頭で

おっしゃったことでもありますが、日本でもそういう意味での実証研究が今後さらに活発になることを私も期待したいと思っております。ただし、いかんせん実証研究は、データにより、時期により、解釈者によって結果が違ってきます。そこから政策提言に結び付けていくところが難物というか、課題だと思っております。

第3に、人的資本の重要性です。人が頑張って創意工夫を発揮しないと伸びないし、イノベーションやブレイクスルーはできない。企業だけではないですね。社会全体、教育も含めて、そういうことが長期的に見た成長のために重要です。パテントボックスという、できてしまった成果を見ますけれど、本当はそこで活動しているヒトを見ないといけないのではないかと。

第4に、この論題についてはこの研究会でも何度も取り上げられています^{9,10,11}。ということで、成長のキードライバーであるR&Dは、重要な問題であり続けると思っております。

(栗原) 平成29年度の税制改正で研究開発税制がちょっと模様替えします。税制改正の作業に入る前に、今回は研究開発税制が縮減されるという話があって、大変心配していたのですが、第4次産業革命、GDP600兆円という言葉が出てきた途端に、研究開発税制が拡充されました。研究開発税制の効果の検討を棚上げにしてしまったのが、残念です。増井委員のご指摘の通り、早くその効果を検証すべきと思っております。

(増井) では、3つ目のテーマに参りましょうか。

⁹ 岡田至康「米国はパテントボックスの検討をすべき時か？」租税研究第755号（2012年9月）278～293頁。

¹⁰ 青山慶二「米国の国際課税制度改革と米国のテクノロジー産業：雲はまだ漂っている」租税研究第766号（2013年8月）450～468頁。

¹¹ 岡田至康「BEPS関連：米国議会調査局報告書及びパテントボックス関連」租税研究第792号（2015年10月）399～417頁。

(3) テーマ「米国の政策方針」／論文「米国の国内所得課税の提言と各国の実例」¹²

①選定者による振り返り

(増井) 3つ目のテーマは、米国の国際租税政策についてで、特に法人税の国外所得の課税に関する議論です。選定論文はこの研究会で最も早い時期のもので、合間委員が2006年11月29日に報告をされました。当時はまだ日本でテリトリアルという言葉がそれほど定着していなかったと思います。全世界所得課税か、それとも国内源泉所得のみに課税するのかについてアメリカの状況を念頭に置いて論じた論文です。

時代背景としては、ブッシュ政権の下で2005年11月に大統領諮問委員会から報告書が出ました。そこでいわゆるテリトリアルシステム、つまり、国内所得のみに課税をして国外所得を免除するというやり方が提言されていました。そこでそれを素材にしながら、カナダ、ドイツ、オランダの制度と比較したうえで、結論として、この提案は慎重な検討に値すると述べた論文です。当時の議論では、最高法人税率は35%から31.5%に引き下げるというレベルでとどまっておりました。従って、テリトリアル方式にアメリカが仮に移行したとしても、この案であれば、他のOECD諸国と比較すると、相対的に高課税地域にとどまるという評価がなされていたわけです。

その後この研究会では、何度もテリトリアル課税について議論がされました^{13, 14, 15, 16}。そして、ご案内のように、日本では平成21年度の税制改正によって外国子会社から親会社が受け取

った配当については益金不算入にするという制度が導入されました。導入に当たって青山委員がご尽力になりました。

資料1をご覧になると、この研究会が始まってからの10年間で国際課税関係の税制改正にどのようなことがあったかがわかります。平成21年度の改正は大きなインパクトがありました。この税制改正がされた当時、これは資金還流のための措置であって、全世界課税が原則なのだけれども、資金還流のためにやる措置であるのか。それともここで課税原則を転換して、全世界所得課税とは別の道を日本法が歩み始めるのであるか。こういったことがかなり話題になり、関心を持って議論したことを覚えております。もし後に機会があれば、その点についても委員の皆様方の現時点から振り返ったご感触をお伺いできればと思います。

この点については私自身も2011年の租研大会で報告をさせていただきました¹⁷。そのとき考えたのは、もともと内国法人に対して全世界課税をしてきましたが、それには常に修正が加わっていて、外国子会社の形で外国に直接投資をしている場合には必ずしも全世界課税ではなかったということです。すでに修正が加わっていたということです。今回の改正はその修正のラインをさらにテリトリアルの方向に動かした。そう考えたわけです。

もう1つ、この論文に関係して申し上げたいのは、このお話がCFC税制のあり方とセットになっているということです。モバイルな受動的な所得をつかまえるという方向への改正が平

¹² 合間篤史「米国の国内所得課税の提言と各国の実例」租税研究第689号（2007年3月）191～211頁。

¹³ 増井良啓「米国両議院税制委員会の対外直接投資報告書を読む」租税研究第708号（2008年10月）203～226頁。

¹⁴ 青山慶二「米国納税義務者による海外直接投資の課税の改革に向けて」租税研究第709号（2008年11月）204～216頁。

¹⁵ 鈴木一路「外国税額控除の多国間プーリング制度の提案と米国の二国間租税条約」租税研究第727号（2010年5月）284～324頁。

¹⁶ 増井良啓「Shaviro教授の国際課税論を読む」租税研究第747号（2012年12月）157～168頁。

¹⁷ 増井良啓「内国法人の全世界所得課税とその修正」日本租税研究協会『抜本的税制改革と国際課税の課題(社)日本租税研究協会第63回租税研究大会記録』3-15頁（2011年11月）。

成22年度の税制改正でなされました。これはまさに現在動いている税制改正の先駆けです。末尾リスト第46回の青山論文も印象深いところですが、すでにこの時分からこの2つがセットであったということを読み取れます。

②振り返りと今後の展望

(青山) 今ご説明いただいたように、この論文が大変関心を持って受け止められたのは、今おっしゃった2点セットのわが国の税制改正との関係であったと思います。実際に私自身もこの改正に関わった立場では、今の時点でどうかと見ますと、やはりテリトリアル方式への先ほどご説明があったように明確な一歩を踏み出したということだと思いますけれども、当時の政策当局のプレゼンテーションは、あくまで外税控除の切り替えによって国外資金の還流を図るのだという特別な政策目的を達成するためのという説明がされていました。その背後の理論的な整理というのは、政策担当者よりもむしろ学界の先生方の方でどのように位置付けされるのかというのがおのずと定まってくるものだと思いますし、現時点で評価をすれば、恐らく国際的にはエグゼンプションに踏み出した1つの制度と捉えられると思います。

当時のアメリカのエグゼンプションに対する考え方が、特にヨーロッパとの関係で競争条件を背景にして位置付けられたというのが私自身は印象に残っています。そういう意味で法人税制全体のコンペティションがこの背景にあるという強い印象を持ちました。

(栗原) 外国子会社配当益金不算入制度の導入前に、外国税額控除枠の彼我流用問題を起因として外国税額控除の適正化の議論が始まりました。このままだと大変なことになると心配し

ていましたが、青山委員のご尽力によって青天の霹靂に近い形で現在の制度に落ち着きました。これがテリトリアルを意味しているのかどうか考えたことは一度もございませんでした。「良かった、良かった」というのがその当時の感想であります。

今回、合間委員が紹介された論文と増井委員が紹介された論文を二つ読みました。フルインクルージョンとテリトリアルを紹介していました。トランプ税制の内容も正確には理解していませんが、初めてその内容に触れる方には、突飛な感じがすると思います。

アメリカの全世界所得課税方式からいきなりテリトリアル方式に移行するのは、理解しづらく、課税繰り延べを認めない発生時合算課税、つまりフルインクルージョンとなり、そして合算課税をしているので、次に配当免除という流れでテリトリアル方式に移行すると理解しています。課税繰延の恩恵を受けている企業から、金利を召し上げるということになるわけですが、その召し上げる対価がトランプ税制でいう低い税率なのかなと感じました。

アメリカの法人税率が15%になり、法人税の仕組みそのものが大きく変わる場合、日本の法人税制にも影響があるのではないかと心配な気がいたします。

(青山) コメント漏れをしていました部分を補足いたします。合間委員の論文が本件テーマの最初のご紹介になったわけですが、その後、増井委員が非常に丹念にアメリカの税制の動きについての重要な論文を、平成20年の両院協議会のご報告¹⁸とか、平成22年の所得移転事例¹⁹、或いは Shaviro 教授の見解もご紹介されておられます²⁰、この動向について当研究会がずっと関心を持って追いかけて、アメリカの議論が

¹⁸ 前掲注11。

¹⁹ 増井良啓訳「米国両議院税制委員会の所得移転事例研究を読む」租税研究第734号（2010年12月）252～265頁。

²⁰ 前掲注14。

どうなっているのかということについて紹介してきたことは、その後の我が国でのCFC税制の検討過程にも非常に意義のある情報を発信できたのではと私は思います。これは増井委員のリーダーシップのおかげだと思います。

(増井) とんでもありません。今ご紹介くださったようなアメリカの諸論文を読んで感ずることは、会社の居住地がいかにか人為的に変更できるかということです。日本企業は本社を外に動かすことはしないと云われますが、しかし、現地の会社を作って、人件費が安い、条件がいいところに工場を持っていける。それは会社だからできるので、生身の人間がみんなごそっと全部動くかということ、なかなかそういうわけにいかないわけです。

テリトリアル方向にイギリスや日本が動いてきた。その背景として、会社の居住地が人為的に移転しやすい中で、全世界に手を伸ばしてしかも国内所得と国外所得を同じ税率で課税するやり方がなかなか難しくなってくるということがあったのではないか。ここは国際課税を考える上で根本問題だと思います。

今後どうなるか。アメリカは、もしトランプ公約の言っているようなことになると、低税率でもって、外国の子会社であっても全部フルにインクルージョンで課税をする。これまで海外でたまっていたものについては1回課税をする。ということですが、一国だけでアメリカといえどもできるのでしょうか。あるいは税率を本当に15%レベルまで下げれば、そうする必要がそもそもあるか。みんなこぞって今やタックスヘイブンとなったアメリカに投資をしてくるのではないか。

(青山) そうですね。それは変わってくるのですよね。

(増井) 前提が大きく変わる中で、日本の租税政策のかじ取りをしなければいけない時期に来ています。

(青山) 過去にさかのぼって対比するのは問題かもしれませんが、1986年のレーガンの共和党政権での税制改正があったときに、あれは確かにあの時点ではアメリカの法人税率が一番低くなって、アメリカのタックスプランニングがもっぱら外税控除に集中したというのは、レーガン改正を契機にしたと言われていました。そうすると、今回のトランプによる税制改正があるときと似たような国際的なアクション、即ち他の国はまたアメリカを見て、法人税の引き下げに走る。そして、アメリカの中では、もちろん自分のところはタックスヘイブンになって、海外から来ることもあるでしょうけど、また外税控除で、日本やヨーロッパはみんな自分のところより高いわけですから、さらに低税率国への投資をやって、その枠を使い切るというふうなプランニングが出てきかねないような、また歴史は繰り返すのかみたいなシナリオ予測もできます。

それから、もう1つは、アメリカの今の産業を引っ張っているのはテクノロジー産業だということで、私も過去の研究の中でテクノロジー産業の言い分を代弁したアンガス論文を紹介したことがある²¹のですが、彼らにしてみると、1回限りでの5%程度の課税でもヨーロッパとの競争上不利なのだというふうなことを主張しておりました。そういうことで言うと、1回限りの課税をやって理論上整合性を取るのですけれども、そこはやはりかなり低くしないと、共和党政権の下ではなかなか立案ができないかもしれないと思います。今回は10%を提案しているようですね。

²¹ 前掲注8。

(増井) はい、はい。

(青山) その辺も注目される場所だと思いますけれども、どうなるのかというのは気になる場所です。

(増井) 今のアンガス論文は「雲はまだ漂っている」というあれですね。そのときの前提は、税率は三十何%という。

(青山) 三十何%で、85%を控除して、1回限りでやれば実効税率は5%程度になるよということでした。しかし、それでも負担は大きく困るのだということでした。

(増井) 法人税率をもし本当に15%まで下げると、個人所得税の税率と比べて段違いに低くなります。法人成りをして、チェック・ザ・ボックスでパススルーではなくて、エンティティレベルで課税するというのが得になる。どういう影響が出てくるかいろいろ考えないといけませんね。

(青山) 心配なのは、日本の法人はアメリカでオペレーションをやっているわけですから、アメリカにインバージョンした方がいいわけですよ。

(栗原) そうですね。

(青山) あまり大っぴらには言えないですけど、そういう議論はビジネスではもうささやかれているのでしょうか。

(栗原) わかりません。ただ、相対的に日本の課税がきつくなれば、日本の企業が日本に残

っていられなくなる恐れがでてきます。当然インバージョンも考え方としては出てくるのではないかと思います。

(増井) 本社までが。

(青山) 本社が心配なのですね。

(栗原) 税制ではなく、ビジネスの観点から、必ずしも日本が本社である必要はないという考え方はあろうかと思っています。

(増井) もうそういう時代ですね。先ほど申し上げたのは古すぎますね。

昔は、ソニーの盛田さんが、アンカレッジに本拠を置けば、東京とニューヨークとロンドンの中間だからいいとおっしゃっていた。その話を聞いて、グローバルに考える人というのはものの見方が違うなと思いました。今や、ものの見方が違うというのではなくて、むしろそれが当たり前で、そういう発想をしないとイケないということですね。

(栗原) 税制の面から考えていらっしゃる方はあまりまだいないのかもしれませんが、そういうのはあるかもしれませんね。

(青山) 自動車会社なんかはアメリカで売っている方が多いわけですから、そう考えると、「別に本社は」と思うかもしれないですね。

(増井) それでは、次のテーマにつきまして、青山委員、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) テーマ「移転価格」「事業再編」／論文「共通の統合法人税課税ベース」－単一税率によるEU法人所得税に対する望ましい代替案－²²

①選定者による振り返り

(青山) これは、共通の統合法人税課税ベース(CCCTB)が話題になったときに書かれた、オランダの租税法学者が発表した論文を翻訳したものです。ご案内のとおり、オランダ・イギリスというのは、このCCCTBに対して批判的なグループであります。従って、この論文もそのCCCTBについて一般的に観察しているわけですが、やや批判的な目でも見えています。そして、その本体は、そもそもEUの法律の仕組みの中でこのようなCCCTBがどういう位置付けになるのかということに焦点を当てており、いわゆる全員が参加しないときの強化された協力という枠組でやるという位置付けのところの説明に、かなりの部分を割いています。

私自身、このCCCTBについて関心を持った理由は2点ありまして、1つは何といても移転価格の文脈での位置付けです。当研究会では、増井委員が紹介された文献の中でも、たくさん移転価格についての研究論文がございました。ところで、我が国の税制改正の経緯を見てみると、移転価格以外の国際課税についての税制改正というのはふんだんにあるのですが、移転価格については独立企業原則というのがどっしりとしてあって、条約の9条も変わるところない。そうすると、要は解釈のところ各国がいろいろな難問に直面したときに、どう解釈論を展開

するかが問題となります。

そういう意味で、各国の法令解釈の動向を見ていくというのが今までの当研究会での移転価格税制関連の取り上げ方だったわけです。簡単に概観しますと、最初の2007年の角田委員の発表²³から始まって岡田委員はかなり細かく比較可能性、ザイリンクス事件判決及び仲裁について²⁴、何回にもわたって移転価格関連の論文を選んで取り上げておられます。

それから、もう1つの塊とすると、OECDの事業再編プロジェクトの関係でドイツの事業再編の税制(出国税)が取り上げられました²⁵。これも、将来的な、今回のBEPSで扱われている所得相応性基準を念頭に置いた関心で取り上げてきたということになります。

そういう系列の中で見ると、この共通法人税課税ベースは、いわゆるワンストップサービスの下で、算定した連結利益を売上・労働・資産の3要素によって加盟国間に定式配分することを宣言しています。EUの共通マーケットの中での実施ですが、定式配分方式を主張する立場からの主要な論拠になりうるのではないかとこの関心で、このテーマを取り上げました。

なお、先ほどの増井委員のご紹介にもありましたように、EUが最近発表したパッケージの中で、CCCTBはリバイスされています。改定案は、課税ベースの統一と移転価格に関する連結納税を2段階で実現する案ですが、全加盟国の参加がしやすい形となっています。また、従来は選択制だったのが、今度は強制適用に変わりました。そういった意味で、CCCTBも新

²² 青山慶二訳「共通の統合法人税課税ベース」租税研究第749号(2012年3月)352~369頁。

²³ 角田伸広訳「米国内国歳入法第482条役務提供規則及び関連する無形資産規則について」租税研究第693号(2007年7月)154~177頁。

²⁴ 岡田至康訳

・「移転価格における比較可能性の諸問題：OECDへの実務家からの回答」租税研究第694号(2007年8月)173~187頁。

・「ザイリンクス(Xilinx)事件と独立企業基準」租税研究第725号(2010年3月)332~342頁。

・「租税条約上の仲裁における重要性の高まりに異論なし」租税研究第742号(2011年8月)295~307頁。

²⁵ 居波邦泰訳「ドイツのビジネスリストラクチャリングに係る改正案」租税研究第698号(2007年12月)158~170頁。

たな提案を基に、定式配分の要素を検討することになります。それが第2段階ということで検討のモメンタムはやや薄まりました。

CCCTBを取り上げるもう1つの視点は、分離会計の限界論です。それにアプローチするEU提案では、税務会計と企業会計の関係も気になります。背景にはIFRSの浸透がありましたので、CCCTBが共通法人税の課税ベースを検討するに当たって、そのような新しい国際会計基準をどう受け止めているのかというのが、本論文をきっかけとして懸念されました。条文案を見てみますと、国際会計基準が変わってもこのCCCTBの課税ベースの計算方法には影響を及ぼさないという宣言がされており、税務会計の独立性が確認されました。

論文の結論は、要するに、EUの税として理想的なのは欧州法人税であるが、それが不可能な状況下はCCCTBはあくまで次善の策だという位置付けになっています。この結論部分だけ見るとちょっとがっかりですが、著者は、最後に水平的モニタリングで新しいEUの解決策があるのではないかと新しいアイデアを出しました。これは、BEPSとも関係あるのですが、いわゆる水平的に納税者と課税当局の間で事前にAPAのような形で透明性を持って情報を交換し合っただけでアグリーメントを結ぶ。これが、各国にまたがって行われればという構想です。この新しい解決策は、オランダが実施したケースをEUに広げようというものですが、今、EUは行動13の国別報告書の公開等を見ても、ディスクロージャーのところではもう既にオランダ方式ではなくて、マルチで統合してやっついこうということに踏み出しているのです。この処方箋は現時点から見ると時代遅れになっていると思います。

②振り返りと今後の展望

(増井) 欧州では今年の5月にBREXITがありました。この対談をしている本日から見ると、おとといに当たりますが、イタリアでレン

ツイ首相が退陣ということになりました。来年にはフランスで選挙があって、もしかしたらル・ペン氏のような人が大統領になるかもしれないといわれている。こういう中で、このCCCTBの将来というか、もう少し広く言うとEUという枠組みの将来が今問われています。このあたりはどうでしょうか。

(青山) ええ。おっしゃるとおり、EUの中での反グローバリズムの台頭というのは、まさにEUの共通市場の基盤、人・物・金の移動に対してチャレンジするような勢力がのびてきているわけですので、中心になってやっているドイツが最もその危機感を感じているのではないかと思いますけれど、フランスの結果等いかんでは、増井委員がおっしゃったようにCCCTBにとどまらずEU税制全体の前途に不確定要因が増大するのではないかと思います。

BREXITによってその問題が既に顕在化しているのではないかと指摘もあるわけですが、私自身は税制の協調はいわゆる貿易・投資のグローバリズムの中でのいろいろな協調に比べると、割としっかりしていたと思っていました。それには専門家に任されてきたからという理由もあると思います。しかし、今回のBEPSのように、強力な政治のリーダーシップによる改革が今後進むと、その反作用でEUの政治的な動向に税制も影響されやすくなると思います。増井委員がおっしゃったように、BREXITに伴うEUの問題だけではなく、アメリカの反グローバル化政策の可能性も不安定要因になると思います。

(栗原) CCCTBを使うメリットについては、検討したことがないので正直わかりません。課税ルールの統一と連結を2段階でされるということですが、連結については、青山委員が紹介された論文でも税収を奪われてしまう国が気にされてなかなか統一できないと書かれておりました。2段階ではなく、課税ルールの統一で一

度やめた方がいいような気がいたします。

課税ルールの統一によって納税者側はどの国に行っても EU 域内であればルールは同じという事で非常にやりやすくなります。残る問題は EU 域内の移転価格です。課税された場合は相手国で必ずその対应的調整をしていただけるなら大きな問題はないでしょう。

BEPS という観点から言うと、われわれ日本企業は今海外子会社の税務的な管理を求められています。欧州子会社を管理するにしても、税制がばらばらでは簡単にはいきません。同一の課税ルールの下、本社主導で行えば子会社管理が一気に進展するのではないかと期待しています。そういう意味では、ぜひこの課税ルールの統一をお願いしたいと思います。

(青山) CCCTB のもとのこの発想は、加盟国分の税法に個々に対応する納税者のコンプライアンスコストは大変だから、それを一本にまとめてワンストップショッピングができるようにとの要請です。統一的な課税ベース算定方式の確立を第1歩とする CCCTB の第1段階について、ビジネスが期待している点はよく理解できます。

移転価格にかかる第2段階の問題については、まだいろいろ考慮要素というのがあると思いますし、一概に答えは出せないでしょう。配分キーをどうするかの問題を中心に詰めていかなければいけないのだと思いますが、イギリスが離脱すればまとまりやすいかもしれないですね。

(増井) 逆にその可能性はある。

(青山) ドイツのリーダーシップが強くなって。

(増井) ええ、そうですね。言うことを聞かないで残るのはアイルランドぐらいのもので。

(栗原) 賛成国だけでやってもいいように思います。反対国は外れていただいても。多分そうなると、EU が部分的にまとまってしまいますが、反対国もどうするか決めやすいと思います。

(青山) 反対国は弱い立場になる可能性がありますからね。おっしゃるとおりです。

(増井) この研究会では、欧州の動きについても多くの方が取り上げていただきました。とりわけ、欧州司法裁判所の判決²⁶については、その都度突っ込んだ検討がなされました。

青山委員のおっしゃった2点目との関係です。セパレートアカウンティング (separate accounting : 分離会計) の限界とおっしゃったところに関係して、もう少し違った角度で同じことを言い換えます。単体ベースで法人格を持った個々の会社に着目して課税するというのが法人税の基本です。経済実態がどんどん法人格が形式的に移転もできれば分割もできるし合併もできるというようなことになってくる中で、立法論としては企業グループの実態といえますか、そういったものを見なければいけないという動きが強まっている。そう考えると、ここで CCCTB で出ているお話というのは、実は今日の本当に一番初めて出てきた利子費用控除であるとか、あるいは無形資産を企業グループのどこで形成してどこで使うのかといったことにも関係するように思います。

(青山) グループ法人への対処となると、最後は移転価格に戻るのですが、その移転価格の

²⁶ 例えば、中村信行「欧州裁判所の法理の一貫性について：『負の所得』の事案」租税研究第739号（2011年5月）235～246頁、大野雅人訳「欧州裁判所 SGI 判決後の移転価格と EU 法—諸論点についての考察」租税研究第742号（2011年8月）271～294頁、今村隆「欧州裁判所を擁護して」租税研究第713号（2009年3月）300頁～321頁など。

問題が今回も BEPS のテーマとしては一番重要視されており、移転価格の枠内での処方箋探求の努力というのが所得相応性基準だとか PS 法だとかそういった方向でされるわけですね。今回の最終勧告を受けて、移転価格の方で頑張ろうとするグループと、域内については CCCTB で頑張る欧州というものの間の政策の格差というものが出てくるように思います。その 2 体系への対応をビジネスはどういうふうに変革するのかなというのがちょっと気になる所なのです。例えば、EU の立場から見ると、EU の中はこの CCCTB でいいのですが、EU 対 EU 外の関係で BEPS 対策をやるのだと言うと、要するに二重構造になるわけですね。その中で立ち回る企業にとって、そこを泳ぎ回るのが難しいと思うものですから。栗原委員の方から思い当たる節はございますか。

(栗原) 正直適切な回答がイメージできません。取りあえず来るだろう嵐を何とか避けるということでしょうか。落ち着くまでは様子見ということにならざるを得ないのではないかと思います。ただ、会計の裏で職人芸のように細々と生きてきた税務が比較的日の当たる場所に出されているので、これを災いとせず 1 つのチャンスと捉えていきたいと思っています。

ルールだけが統一されるのだったらそんなに今と変わらないのかもしれませんが、EU が 1 つの大きな税務的な地域となってしまうと、今まで日本とフランス、日本とイギリス、日本とドイツなど相対でやっていたのが、もうちょっと強いチームを相手にすることになります。また難しい問題点も出るのかもしれないと心配してしまいます。

EU の中でいろいろな国に多分多くの日系企業が投資をしています。CCCTB が 2 段階目に

入って連結納税と同じような形でメリットを享受できるということになれば、ヨーロッパ市場への投資もしやすくなると思います。失敗しても他の EU 子会社の黒字とオフセットできます。

(青山) そうですね。

(増井) それでは、次のテーマに参りましょう。青山委員、よろしく願いいたします。

(5) テーマ「租税条約」／論文「The Relationship Between China's Tax Treaties and Indirect Transfer Antiavoidance Rules」²⁷

① 選定者による振り返り

(青山) 次の論文は、中国の株式の間接譲渡について、上海に居住する税の専門家が英語で書いた論文ということで、しかも中国の株式の間接譲渡は租税条約に違反しているという非常に思い切った内容で、そこに着目して紹介させていただいたわけです。

背景としますと、私自身、国連のモデル条約を議論する会議に参加する機会がございました。その中で、OECD のモデル条約の考え方と違う解釈を取る新興国の考え方というのが、国連モデルの条文の立案の段階でも解釈の段階でも出てきました。同じ条文でもそこまで解釈は違うのかというふうに思ったわけです。その中で、仮に国連モデルをベースにしていたとしても、中国による株式間接譲渡課税が本当に条約違反にならないかどうかというのが関心事でありました。そこについて違反しているという解釈論を私が思っていたとおりに言ってくれたので、これはちょっと紹介したいなと思ったわけです。

この論文自体はそれほど解釈論として新規性があるものではないかもしれませんが、しかし、租税条約について従来から普遍的な条約のモデ

²⁷ 青山慶二訳「中国の間接譲渡による租税回避否認規定と租税条約の関係」租税研究第785号（2015年3月）397～406頁。

ルとしてあった OECD モデルと、新興国が最近力を入れ担ぎ出した国連モデルの考え方との違いの紹介の一端としてこれを位置付けると、この中で扱っている事例のベースになっている重要な判決は、インドのボーダフォン判決です。これは IFA でも取り上げられ注目を浴びた条約違反を含めた司法判断です。本件の処理においては、裁判所の判断にとどまらず、いわゆる一般的否認規定（GAAR）の立法へとつながっていくわけでありまして、この研究会の中でも、特に今村委員が非常に熱心にこの GAAR についての問題を取り上げられヨーロッパの制度のみならず、新興国の制度も紹介されています²⁸。

したがって、この論文については、1つは国内法でもって国際的な取引について GAAR がどこまで適用できるのかという関心もあります。中国の主張が伝統的な国際的なテストをクリアできているのかという観点で検証しているのですが、著者は、国内法のレベルでまず門前払いしているわけです。中国の間接譲渡を規制する規則が、国内法でしっかり書かれていない。即ち、国家税務総局の通達でもって間接譲渡についての取り扱いを決めているだけであって、これはそもそも条約と勝負する前の段階でアウトだという位置付けでありました。

そういう意味で、期待した本論には入っていません。先ほど私が申し上げたような本論のところはどうだということについては、OECD のモデル条約では、基本的に国内法の一般的租税回避否認規定等があれば、それは租税条約とバッティングしないのだという回

答になっていて、日本ではグラクソ事件の最高裁判決で CFC 税制がテストを受けたわけですが、そういうこととの関連で1つの条約解釈の判断材料として紹介いたしました。

（栗原） 青山委員が紹介された論文を拝見しました。中国の698号通達により、中間持ち株会社の存在を否定して間接譲渡した分について租税回避として課税します。著者は中国の学者であるにもかかわらず、その問題点を指摘しています。非常に素晴らしいと思います。

この後出された7号通達により、法形式上直接保有者を飛び越えて間接保有者を租税回避としてではなく課税の対象に切り替えています。この著者がどう考えているかも気になりますが、租税条約上適法かどうか中国税務当局がどう考えているのかが気になりました。

グループ外に譲渡される場合は間接譲渡であっても課税というのは理解できますが、7号通達では、グループ内再編でも対象になるように書いてあります。

あともう1つ、7号通達では報告が任意ということになっていて、納税者の予見可能性が非常に限定的になっています。最近中国では自主修正と称して、課税上心配なことがあったら相談に来て自主的に修正申告をしろと勧めているわけです。中国税務当局の裁量がかなり大きくなっているわけでありまして、有害とまでは申しませんが、非常に納税者にとって危ない税制ではないかなと感じています。

²⁸ 今村隆記

・「主要な途上国にとっての一般否認規定（General Anti-avoidance Rules for Major Developing Countries）」租税研究第799号（2016年5月）225～233頁。

・「厳格文言解釈主義（Textualism）と租税条約の濫用」租税研究第781号（2014年11月）271～281頁。

・「租税回避と租税条約：最近における英国の経験」租税研究第753号（2012年7月）325～340頁。等

そのほかの委員の関連翻訳として、

青山慶二訳「途上国における一般的租税回避否認規定（GAAR）」租税研究第776号（2014年6月）225～246頁。

岡 直樹訳「GAAR STUDY：包括型租税回避対抗規定が英国税制に導入されるべきか否かについての検討-アールソン報告書（2011年11月12日）」租税研究第766号469～498頁。

②振り返りと今後の展望

(増井) 新興国のプレゼンスが本当に大きくなりました。そのことを実感させてくれる論文です。中国については早い時期からこの研究会でも紹介がありました²⁹。しかし、間接譲渡の課税が国際学会でこれほど注目を浴び、インドのボーダフォン事件についてこんなにみんなが研究するという昨今の状況は、研究会を始めたころには私にはあまり考えられなかった。

間接譲渡の課税問題は、BEPS以降の条約だとどうなるでしょうか。資料2として、成果物を公表した後のOECDの主な動きを、時系列で抜き書きしました。2016年11月24日に多国間協定の交渉が完了して、テキストがウェブサイトにはアップされ、署名式が2017年6月に予定されています。そうすると、これに署名をする国々は、条約の特典を援用できるかどうかという問題については、PPTや簡易なLOBとかという新しい多国間協定の下で考えるということになります。中国がそのまま署名するかということ自体もちろん今後のことですが、条約の特典条項が大きく変わる中で本件のような問題がどう処理されるのか。これは重要な検討課題ではないでしょうか。

(青山) ありがとうございます。条約の中に、例えば直接又は間接な保有という文言が入っているとこれは解釈の問題になってくると思いますが、通常OECDのモデル条約ではそんな文言が入ったこともありませんし、中国が締結している条約でそういうものが入っていればまた別なのですが、これも国内法で仮に直接・間接が入っていても、これも条約との関係で優位を主張できないというのがこの論文の趣旨ですし、

なかなかこの論文の結論自体に法的に中国がチャレンジするのは難しいだろうなと思います。ただし、先ほどの7号通達のお話にありますように、現実にはもっと思い切った執行が行われてくるといえることになると、やはりわれわれの期待は、中国が今度マルチの条約でどこまで関わってきてくれるのかということだと思います。

情報交換関連の合意のところは、中国はもう全部手を挙げてすぱっと入ってきていて問題ないわけですが、間接譲渡に関わる条項、特に増井委員がおっしゃったようにLOB等に係わるポリシーで彼らがどう出てくるのかというのが、これからの非常に大きな関心事だと私自身も思います。

(増井) 租税条約について付言します。租税条約が国際課税の1つの柱であることもあって、この研究会では、多くの方が条約のポリシーや解釈問題を取り上げられました。掲載リストからわかるように多数に及びますので引用は省略しますが、1つの特色になっていると思います。

中でも日本の税制改正に大きく関係したのが、新7条に関するAOAでした^{30,31,32}。新7条を取り込んだのは、日本の既存の租税条約ではまだ日英条約と日独条約ぐらいです。しかし、新しい問題が出てきます。BEPS行動15の多国間協定(MLI)にはハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントに関する条項があります。相手国に支店があるというようなときにミスマッチが生じたらどうするかということについて、かなり詳しいルールが盛り込まれているわけです。AOAに関する議論が統一されないままでハイブリッド・ミスマッチを解消するというルール

²⁹ 小多 章裕「中国の法人税改革：その背景、特徴及び影響」租税研究第695号（2007年9月）155～162頁。

³⁰ 鈴木一路「各締約国における利得の帰属」租税研究701号（2008年3月）166～203頁。

³¹ 緒方健太郎「PEへの利得帰属とOECD2006年報告書」租税研究703号（2008年5月）164～182頁。

³² 鈴木一路「モルガン・スタンレー社事件：OECDの見解に照らした恒久的施設と利得の帰属に係る問題」租税研究712号（2009年2月）210～229頁。

だけが独り歩きすると、執行ができるのだろうか。

それからもう1つ。青山委員が最近ご紹介くださったアメリカの2016年モデル租税条約です³³。聞くところでは、大統領選挙の前からアメリカ合衆国はこのMLIには署名しないのではないかという議論がありました。多国間条約に署名することで得るものが少ないからだというわけです。2016年USモデルのような条約を二国間で結んでいくのであれば、それでアメリカはOKだという議論です。

ここの辺りが今後どういうふうに進んでいくのかは、今後の問題だと思います。ことほど左様に租税条約をめぐるのは、BEPS多国間協定ができ、しかもいろいろな前提条件が変わる中で、新しい局面に入ってきている。新興国との関係でいろいろな問題が出てきているということも含めて、検討すべき問題がたくさんあるように思います。

(青山) 確かにおっしゃるとおり、アメリカの条約モデルが全くゴーイングマイウェイで行っているし、他の政策も見ても全部個別の二国間主義で行くという。税に限らず、全部個別交渉で国益を守るのだということになってくると、ますます国際協調の前途は大変だと思います。いろいろな合意について、アメリカが不安定要因に残ってしまうということですね。もちろん二国間での日米間は変わることもなく安心していいと思うのですが、その他の国との関係でということだと思います。

(増井) そうなのですね。マルチ条約によらずに自国路線でBEPSに対応していくという体面もありますし、情報交換をはじめとする手続面も同じです。他の国々はCRSでもって金融口座情報はマルチ条約の下で合意を結んでい

こうと言っている。なのにアメリカは、FATCAとFATCAの下で個別にバイでIGAを結んで行くのだということです。そこでも独自路線です。キロではなくマイルで、リッターではなくてガロンでいくというようなことが続きそうです。

(青山) ただ、おっしゃったようなアメリカの独自性というのは、BEPSの作業の中間ぐらいからもうにじみ出てきていて、みんなそういうものだということを織り込んで合意しているところもあるので、今急にとということではないのかもしれない。

(増井) おっしゃるとおりですね。トランプ政権になっても、もうBEPSの成果物は固まっている。ミニマムスタンダードはピアレビューで審査する。多国間協定のテキストは公表した。タイミングを計って間に合うように急いだのだと思います。1998年の「有害な税の競争」報告書の後でブッシュ政権になってはしごを外されたようなことではない。

(青山) そうですね。

(増井) かなりの部分をみんなで詰めて、一部が走り始めているということはありません。

(青山) 確かに98年の租税競争報告が2001年のあの政権交代による揺り戻しを受けたとのトラウマはOECDでは色濃く残っていましたが。

(増井) はい。パスカル・サンタマンさんは「急がないと何が起るかかわからないから」というのを明らかに意識されていました。政治的にモメンタムが働いている間にとにかくやるの

³³ 青山慶二「USモデル条約の改正」租税研究第801号（2016年7月）424～436頁。

だと。

(青山) そうですね。

(6) テーマ「VAT」／論文「EUにおけるハイブリッド VAT 制度」³⁴

①選定者による振り返り

(増井) それでは、次のテーマに参ります。付加価値税の論文です。消費税の比重が高まっている中で、その研究の重要性が大きくなっていくことは、申し上げるまでもありません。この研究会でも沼田委員が継続的に VAT を取り上げてくださっています。

これはオーストリアの Johannes Kepler 大学の教授による論文です。「EUにおけるハイブリッド VAT 制度」という題名です。問題意識としては、EUで VAT の脱税が非常に増加している。この脱税が、国境を越えています、EU 域内ですので、税関のチェックがない。こういう環境の下で、いわゆる回転木馬不正 (carousel fraud) による脱税が生じているという問題意識です。carousel fraud をどう訳すかというのもこの研究会で議論した覚えがありますが、回転木馬不正という言葉がほぼ定着しているように思います。

この論文では、ドイツとオーストリアの EU に対する提案が紹介されています。どうして「ハイブリッド VAT」というか。一定の基準金額以下の場合については、既存の VAT と同じように売り手の事業者の側が納税義務を負う。しかし、一定の基準金額を超えた国内売り上げについては顧客に納税義務を負わせる、いわゆるリバース・チャージにする。このやり方でもって、いわゆるミッシング・トレーダーが納税せ

ずに消えてしまうことを防止しようという提案です。

その後、この研究会では、ハイブリッドではなくてより一般的に付加価値税の仕組みを変えてリバース・チャージを導入する提案が紹介されました³⁵。どうなるかという、事業者が納税義務を負うのではなくて、その納税義務が事業者から購入した買い手の方に移転しますし、その人がもし次の段階に取引をすれば次の人にどんどん移転していきます。結局最終消費者に行く直前の段階で初めて納税することになります。情報のやりとりは現在の付加価値税と同じようなものではあれ、国庫との間のキャッシュの動きで言いますと、小売売上税に似たような仕組みになる。このような可能性を示して評価されています。

この研究会が始まったころには、消費税法の国際的側面はそれほど脚光を浴びていなかったように思います。しかし日本でも平成27年度税制改正で国外事業者から電子通信利用役務の提供を受ける場合について立法の手当てがなされました。さらに VAT/GST ガイドラインを踏まえて小川委員が紹介されています³⁶。

消費税は第二法人税ではなくて、独自の論理と検討課題を持ったそれ自体理論的に興味深い対象である。重要な研究領域だと存じます。

②振り返りと今後の展望

(青山) 私も、全くこの分野はあまり自分で積極的に勉強したこともなくて、いつも毎回沼田委員の解説を伺って「なるほど、そういうことか」。なかなかすぐには理解できないこともあって、後で考え直したりもして、普通の所得課税とは違うのだなということを思い知らされ

³⁴ 沼田博幸「EUにおけるハイブリッド VAT 制度」租税研究第699号（2008年1月）104～126頁。

³⁵ 沼田博幸「一般的リバースチャージ VAT または小売売上税は現行の VAT が抱える課題を解決するか」租税研究800号（2016年6月）498～519頁。

³⁶ 小川廣明「VAT/GST の課題：支店間取引及び移転価格調整の取扱い」租税研究第803号（2016年9月）212～227頁。

るわけです。消費税に関する通脱問題に関しても、回転木馬型はEU独自のもので、我が国では不正な輸出還付に対応すればよいぐらいの認識でした。これから確かにわが国も消費税の増税を控えているわけですし、コンプライアンスの上でいかにしっかりと消費税の的確な徴収を図るかというのは、税制を設計する側も、それから執行する側にとっても非常に重要な問題なので、この研究会でいろいろな角度から紹介された論文のなかで、消費税の租税回避に対して耐久力のある制度として紹介された、例えばリバースチャージを一般化するハイブリッドVAT制度などは、我が国の税制当局にとっても執行当局にとっても非常に参考になるアイデアだと思います。

(栗原) 冒頭申し上げましたように、リバース・チャージという言葉を知ったのは、沼田委員のお話でした。初めて聞いて、われわれが払っている消費税は、日本のこの仕組みしかないと思っていたのに、違った制度があるというのを聞いて非常にびっくりしました。その後リバース・チャージそのものが日本に入ってきて、消費税はこれからも変わっていくのだろうなというのを感じています。

今回VATに関する論文をいくつか拝見して、手元のノートに少しなりともわかろうと書いたのですが、いっぱいありすぎて、正直言うとわからなくなってしまいました。先ほど増井委員からご紹介のあった一般的なリバース・チャージと小売売上税がほぼ同じような問題を抱えている。また、事業者になりすます個人の問題があるなど、かなり複雑だと感じました。

(増井) そうですね。

(栗原) 冒頭にご紹介がありましたハイブリッドVATについてもなかなか込み入った仕組みだなとは思ったのですが、特定の取引、車とか家とかですと、金額は大きくなります。購入

者が事業目的なのか、消費者としての利用なのかというのは、当然車や家は何回か面談されるでしょうから、確認できるので十分あり得るのかなと感じました。

この回転木馬不正は、不正者がインプットVATの仕入れ税額控除の即時還付を受けるなどした後に次へ商品を販売し、アウトプットVAT相当分を持ち逃げしてしまうことによって発生します。日本の消費税でも同じようなことが想定できると思います。例えば、海外から日本に帰ってくる時に鞆の中に隠して持ってきて、国内で消費税込みで転売する。むろん、納税はしない。同じような問題があるのではないかと感じました。

幾つかこのVATの仕組みを整理していくうちに面白いなと思ったのが、クリアリングハウス方式です。消費税の支払いの鎖を切らずに続けていく。この点は、回転木馬不正には非常に有効なわけですが、国と国との間のVATの精算に問題があるというコメントがありました。これを冷静に考えてみますと、不正がないということはどこかの国にVATが必ず入っているわけですので、あとは国家間の税金の精算の話です。精算がきれいにいかないのだというけれど、今も不正は続いていますので、何もしいよりはましです。EU委員会がクリアリングハウスになって調整をすれば、うまくいくのではないかと思います。失っている税収が非常に大きいと書いてありましたので、このクリアリングハウスを早く導入すべきと思いました。

日本も、いずれ消費税と地方消費税の部分が独立して動いてくるようになれば、同じような問題が出てくるのかもしれませんが。日本は狭い国なので、県単位とかどういふふうな区切りになるかわかりませんが、参考になるのではないかと感じました。

(増井) 回転木馬不正が日本でも理論的に起こり得るというのは、そうだと思います。ただ、EU域内のように国境管理がないということに

なると、飛躍的にその可能性が高まる。そのために EU で問題が顕在化したように思います。

お伺いしたいのですが、消費税の専門家というのはどういうふうに育つのでしょうか。企業の中で、消費税の業務をずっとやって育っていくというようなことがあり得るのか。また、国税職員が法人税の調査に行ったときに、売り上げが落ちているので法人税の益金に加算するし消費税でも課税売上をたてるというのはよくわかるのです。では、消費税固有の問題につき専門性を磨くためのキャリアパスが今、どうなっているのか、ぜひ知りたいと思います。

(青山) 多分導入時3%から入ったということもあって、法人税のウエートと比べて小さかったというのがありますし、調査をするときに法人税と消費税というのは、法・消同時といいますが、源泉も含めてですが、同時に見るということになります。そうすると、調査官の増差税額第一の価値観に立つと、まず法人税ということでその延長線上で消費税の調査を行うに過ぎない。すなわち、消費税は固有の非違に限った限定的な調査ということになり、それだけを専門にするという人はなかなか育てにくいという環境にあったと思います。

ただ、税率がこれからさらに上がって EU 並みに将来なったり、インボイス制度への切り替えの可能性も視野に置くと、消費税専担の調査というのも多分行政としては対応していかざるを得ないことになるでしょう。そうすると、やはり EU の経験を参照した専門家養成も必要になると思います。

(増井) なるほど。たまたま今読んでいる松山地裁の判決がリースの事件なのです³⁷。医療法人が納税義務者で、別の会社から診療所建物のリースを受けたという事件です。これはリー

ス取引に当たると法人税の上では売買になりますし、それと消費税が連動する形で売買ということになり、支払ったお金が課税仕入れで全部落とせます。リース取引ではないということになると普通の賃貸借になるという事件です。「判例タイムズ」の紹介を見ると、法人税のこととか理由付記のこととかが争点として取り上げられています。でもどうやら、一番納税者にとって痛かったのは消費税です。これまで課税仕入れでほんと落せていたところが一挙に落とせなくなるわけです。消費税がこれだけ重要なのに、法人税の方が前面に出て、消費税は通達の上で法人税と同じように扱うことになっているだけでして、これでいいのかなと思います。

(青山) 調査体制の環境に加えて、先ほどの税率の関係とか固有の納税者、例えばいわゆる法人税と切り離れたところで消費税だけが課税になるというような部分とか、そういうのも少ないこともあったことが、執行体制における消費税対応の未成熟につながっていると思います。

(増井) なるほど。

(青山) でも、これから複数税率制の下で軽減税率が導入されインボイス方式になってくると、仕組みも変わってきます。そうすると、執行ももちろん変わってくるのですが、発生する納税者との間の紛争の内容も変わってくる可能性がありますよね。今は例えば国税庁や国税局には消費税の審理の専門家がいるわけですが、おっしゃったように、これからまた先祖返りと言ったら変ですが、間税部時代のように、インボイスに基づく消費税独自の調査方式の検討が行われる可能性はあると思います。

(増井) 消費税にも強く、法人税にも強い。

³⁷ 松山地判平成27年6月9日判例タイムズ1422号199頁。

本当は全部できないといけないのですが。

(青山) おっしゃる通り、あくまでも同一調査官による法人税との同時調査の枠組みの中でこなせるのが理想と思います。

(増井) 研究者にもブーメランみたいにはねかえってきます。消費税にお強くてずっと研究している本当にお詳しい先生方はいらっしゃいます。他の人がどこまでその先生方のレベルを理解できているかという、私を含めて、これこそオフレコになるかもしれないけれど、本当にもっと勉強しないといけないと思いますね。

(増井) 企業の中では、何税というのはあまり意識しない感じでしょうか。

(栗原) 弊社では、税務の担当者数が少ないため、全員で業務をこなしています。固定資産周りの法人税の税務否認は昔から修繕費と資本的支出が定番でしたが、ここ数年、期末越えの仕入れ控除をめぐる調査が多くなりました。消費税の話が主体になりますので、固定資産を担当している担当者に消費税も勉強させています。消費税が得意な人というのは少ないものですから、その人の強みにもなりますので、そのように業務配分をしております。

(増井) ありがとうございます。

今回の座談会で取り上げることができなかったテーマは、他にも多数あります。たとえば、国家補助に関する問題³⁸や、出国税に関する問題³⁹、税務行政の問題⁴⁰などです。それぞれに重要な貢献です。

3. おわりに

(増井) おわりに、展望をお願いいたします。

(青山) ちょっと散漫になるかもしれませんが、展望ということになるとやはり今ベースになるのがBEPSだと思います。BEPS対応は、一応フォーミュラは出来上がったわけですが、これをどういうふうに行うかということについては、今日の議論の中でも出ましたが、不確定要因が、国際要因としてアメリカ、EUの反グローバリズムみたいなものが税制にどう影響するのかというところがございます。それを踏まえながら日本の税制を構築していかなければいけないと思います。私は役所の立場も代弁して今日は話さなければいけない使命を帯びております。その観点からは、日本の企業が健全に少子高齢化の下で海外のマーケットでも十分力を発揮して国内経済の牽引車になる、そのためのインフラとしての国際課税のルールというものは、しっかりとつくっていかなければい

³⁸ 吉村政穂「EU 国家援助禁止規定とアゾレス自治州事件」租税研究第732号（2010年10月）191～196頁。

吉村政穂 「欧州委員会によるタックス・ルーリングの調査——事前確認内容に対する外的な統制の可能性」（2015年3月26日）国際課税研究会報告。

³⁹ 一高龍司「悲しみのジェット・プレーン：米国における国籍離脱の課税上の帰結」（2013年11月）租税研究第769号190～206頁

本田光宏「国外転出をする個人及び法人に対する出国税：比較及び租税条約の分析」（2015年6月）租税研究第788号372～386頁

⁴⁰ 中村信行＝荒木知「効果的な税務コンプライアンスの確保に関する国際的な議論の動向」（2015年7月）租税研究第789号401～425頁

大野雅人「納税者の基本的権利の実際上の保護（IFA2015年総会の議題2）」（2016年1月）租税研究第795号224～252頁

飯守一文「欧州等における徴収共助の動向と課題」（2016年7月）租税研究第801号437～484頁

けないだろうと思います。

そういった意味での CFC 税制の今年の改正は、BEPS 勧告反映の実体法改正の第一歩になるのではないかと期待しています。ビジネスの側から見ると、常にコンプライアンスコストというものが制度設計について意見を申し述べたいと考えられるところだと思えますが、それと課税戦略とのバランスは、今日の議論でも少し出ましたが、経済産業省と財務省の間での今までのやりとりというのが絶妙なバランスを生み出していた。制度の複雑化という批判は別として、このバランス自体は、決して否定すべきものではなく案外両者のニーズに沿ったものであったのではないかとというのが私の個人的な見方であります。したがって、今後もそういう緊張感を持ってビジネスと当局が対峙していく。そして、そのビジネスに対しては、日本租税研究協会の増井委員のリーダーシップの下でやっている本研究会は、常に冷静な目で、どういう世界の動きがあって、どういう税制の理論がメリット・デメリット分析で推薦されるのかということについて発信していくということで、全体としての望ましい日本の税制の議論に貢献できるのではないかと思います。

なお、今後の執行の課題について補足させていただきますと、まず、BEPS の処方箋では従来の執行ベースから見ると、結構高い執行レベルのスタンダードを要求しており、ハードルは課税当局にとっても高く設定されているように思われます。例えば、帰属主義のガイダンスや移転価格の PS 法関係などですが、これらはおそらく一気に理想通り行くのではなくて、フィードバックといいますか、やってみてまた調整するといったような、そういった対応というものも必要になるのではないかと思います。

(栗原) BEPS プロジェクトが一段落して、今度は日本の国内法の話になってきました。日本が OECD の勧告を受けてタイムリーに改正を進めています。国際的な協調という意味では、改正のスピードも全世界各国に合わせる必要があるかと思えます。当然納税者には、青山委員が指摘されたとおり、コンプライアンスコストを増やしたくないし、そして損もしたくないという気持ちがありますので、どうしても否定的なコメントしか出て来ません。

冒頭で利子や研究開発税制のところでも申し上げましたが、必ずしも産業界全体が正しい理解をしているとは言えないと思えます。一方的に何か不利になってしまうのではないかと不安感があると思えます。日本租税研究協会の場を活用して、増井委員や青山委員にぜひご指導いただきたいと思えます。無論今日お教えいただいたことが理論的なゴールであることは間違いありません。そのゴールにいきなり飛びつくのがいいのか、何段階かにわけて行くのがいいのか。今回 CFC 税制についても、だいたい企業側に譲っていただいたという意識が財務省側にあると思えますが、第一段階としては適当な形になったのではないかと思っています。

(増井) 栗原委員がおっしゃったとおり、正しい理解に向けた検討が大事で、少しずつ努力していきたいと思えます。世界の動向を注視する。良質の情報を吸収し、それを検討する。そこから前進していければうれしく思います。

租研のウェブサイトを見ますと、創刊号からアーカイブで論文が読めます⁴¹。検索もできるので、たまたま見ていましたところ、先人の研究の蓄積が満載です。消費税法の制定よりはるかに前の段階で、VAT の文献リストが何度にも分けて出ていたりします。その時々先人

⁴¹ 「租税研究」アーカイブ (http://www.soken.or.jp/p_document/sozeikenkyu_archive/sozeikenkyu_archive_home.html)

が真剣に世界の動向を研究して、それを蓄積されてきたのだなということをあらためて感じました。

この研究会が始まったのは10年ちょっと前で、学問の長い歴史からすると大変短い時間です。地道な研究を世代ごとに受け継いでいって、先人の築かれたレベルをキープしていく必要があ

ります。そうすることで新しい時代に次世代が政策提言に関わり、いいポリシーメーカーキングにつながると思います。

今日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

(本座談会は、2016年12月7日に、日本工業倶楽部で行われました。)